

松江市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

平成２７年１０月２１日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成１４年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- １ 日 時 平成２７年１０月２８日（水）５時限目 １４：００から１４：５０
- ２ 場 所 松江市立本庄中学校
松江市野原町４２４－２
- ３ 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所職員
- ４ 対象者 松江市立本庄中学校 第３学年生徒
- ５ 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の競争方法、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成２７年１０月２７日（火）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課 電話 ０８２－２２８－１５０１（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html
--------	--

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

- シミュレーションゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

- ※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽に御連絡ください。
- ※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 自分たちが実際に考えて活動することが多かったので、分かりやすく、市場経済のイメージもつかめました。学んだことを、社会に出てから生かしたいです（生徒）。
- 講師の人の話が面白くて分かりやすかったので、良かったです。こういう仕事も良いのかなと思いました（生徒）。
- 日ごろ聞くことのない専門の方のお話は、学習内容をより深く理解できるだけでなく、社会の様子や自分たちの将来の職業を考える上でも、大変有意義であったものと思います（先生）。

◆ 独占禁止法教室の実績

全国 (単位：校)

年度	中学校	高校	大学
H24年度	41	14	57
H25年度	54	14	73
H26年度	69	18	61

中国地区 (単位：校)

	広島県	山口県	島根県
H25年度	大学2 中学校5	大学1	中学校2
H26年度	大学2, 中学校3	大学1 中学校2	中学校3

【お問い合わせ先】公正取引委員会事務総局中国支所 総務課 担当：佐々木

TEL 082-228-1501 (代表)